

報告事項 6

ハラスメント調査の状況について

神戸市立学校園等におけるハラスメント調査の進め方について次のとおり報告する。

令和2年1月14日提出

神戸市立学校園等におけるハラスメント調査の進め方について

令和元年 10 月に教育委員会の全教職員に対して行った神戸市立学校園等におけるハラスメント調査について、下記のとおり調査を進めますので、ご報告します。

1. 回答結果の概要

(1) 回答期間

令和元年 10 月 15 日～29 日（11 月 1 日提出締切）

(2) 回答状況

調査対象者のほぼ全員（約 12,000 人）より回答があり、何らかのハラスメントがある（もしくは、あった）と回答した者は約 1,600 人（1,755 件）。

なお、このうち、下記 2（3）③「調査の実施が困難と考えられるもの、及び、調査または解決を要しないことが明記されているもの」が半数程度。

2. 調査の進め方

(1) 調査にあたっての基本方針

「神戸市教育委員会ハラスメント対策基本方針」に基づき調査を実施

(2) 調査対象案件

何らかのハラスメントがある（もしくは、あった）と回答されている全案件

(3) 調査方法

下記 3 名のハラスメント調査担当弁護士に調査方法・内容及び法律的な助言・法的判断等を仰ぎながら、以下の 3 分類に基づき調査を実施

高橋 正樹 弁護士、 中村 衣里 弁護士、 藤掛 伸之 弁護士（五十音順）

①行為者・時期などの具体的な内容が明示されているもの

事務局(教育委員会事務局総務部教職員課)においてヒアリングを行う。

(必要に応じてハラスメント調査担当弁護士もヒアリングを行う)

②事実関係の確認が必要なもの

事務局より内容確認の文書を送付し、その返信により具体的な内容が把握できたものについては、事務局においてヒアリングを行う。

(必要に応じてハラスメント調査担当弁護士もヒアリングを行う)

③調査の実施が困難と考えられるもの、及び、調査または解決を要しないことが明記されているもの

既に相当長期間が経過している場合や関係者が退職している場合など、調査が困難と考えられる事案、及び、調査または解決を要しないことが明記されている事案については、ハラスメント調査担当弁護士による確認後、事務局より調査を実施しない旨を通知する。

(4) 調査結果に基づく対応

調査結果を踏まえて、被害教職員の意向を十分に確認したうえで、ハラスメント調査担当弁護士の意見も参考に、処分・指導について厳正に対処する。